

控 訴 状

2013年(平成25年)1月4日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

弁護士 石 川 賢 治

弁護士 向 川 さ ゆ り

弁護士 石 田 達 也

弁護士 高 橋 典 明

弁護士 加 納 雄 二

弁護士 永 芳 明

弁護士 渡 辺 輝 人

弁護士 高 橋 陽 一

控訴人 〇〇〇〇, 同 〇〇〇〇 訴訟代理人

弁護士 吉 川 実

当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

大飯原子力発電所3号機，4号機に関する定期検査終了証交付差止請求控訴事件
訴訟物の価額 160万円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成24年（行ウ）第51号定期検査終了証交付差止請求事件について、平成24年12月20日、判決の言渡があり、同日、判決正本の送達を受けた。

同判決を書いた裁判官らは、欺瞞的な訴訟技術、愚劣な論理のすり替え、皮相かつ杜撰な事実認定等々を積み重ねることによって故意に行政処分性を否定し、原告らが懸念する原発の安全性等については一瞥することもなく、門前払いとした。

同判決は、拙速な大飯原発の再稼働によって、福島第1原発の過酷事故をも凌駕しかねない、若狭湾発の新たな世界規模の原子力災害を招きかねないという国家的危機的非常事態下において、本来、国民の人格権を最大限に擁護すべきを使命とする司法の当然の責務を放棄したものであって、違法にして不当、狡猾にして非道、稚拙にして愚劣、無責任にして怠惰極まりない代物であるとの誹りを免れ得ないものと思慮される。

よって、同判決には全て不服であるから控訴を提起する。

原判決の表示

別紙の通り

控訴の趣旨・理由

別紙の通り

添付書類

1. 委任状

3通

原判決の表示

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

省 略

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
 - 2 経済産業大臣が平成24年8月3日付けで関西電力株式会社に対してした関西電力株式会社大飯発電所第3号機に関する定期検査終了証の交付を取り消す。
 - 3 経済産業大臣が平成24年8月16日付けで関西電力株式会社に対してした関西電力株式会社大飯発電所第4号機に関する定期検査終了証の交付を取り消す。
 - 4 訴訟費用は第1審, 第2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

控訴の理由

詳細は、おって控訴趣意書で主張する。

以上